

令和7年度第2回宮城県青少年問題協議会

日時：令和7年10月8日（水）
午前10時から正午まで
場所：行政庁舎4階 特別会議室

令和7年度第2回宮城県青少年問題協議会 会議録

日 時：令和7年10月8日（水）午前10時～正午まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席者：市瀬智紀委員、館田あゆみ委員、尾坪博史委員、帆足直治委員、小幡佳緒里委員、藤石伸子委員、秋田敦子委員、齋藤辰治委員、渡辺能久委員、伊藤由美子委員、小池健治委員、佐藤美和子委員、末永仁一委員、志賀慎治委員代理（赤間保健福祉副部長）、佐藤靖彦委員代理（千葉副教育長）、佐藤誠委員代理（佐藤少年課長）

欠席委員：羽田さゆり委員

関係課室：10課室出席

傍聴者：0人

1 開 会

司会：環境生活部共同参画社会推進課 菊地総括課長補佐

2 挨 拶

挨拶：末永仁一環境生活部長

3 委員紹介

4 議 題

(1) 「青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次）」中間案について

(2) その他

挨 拶

末永部長

本日は、第2回宮城県青少年問題協議会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃から青少年行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして御礼申し上げます。

本協議会につきましては、去る7月28日に開催いたしました第1回の会議で、「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））」の「素案」について御審議いただきました。本日は、前回の審議内容、そして、8月26日に開催いたしました調査部会での検討内容を踏まえた中間案を作成いたしましたので、御審議いただくとともに、指標と目標値についても説明いたしますので、これらについて御審議いただければと考えております。

この後、事務局から、本計画に位置付ける各種事業の、県の他の計画との関連をはじめ、御意見の反映状況や、目標・指標の設定の考え方、現行計画の進捗状況と課題等について、御説明させていただきます。子ども・若者が抱える問題は、児童虐待や不登校、ひきこもり、貧困、ヤングケアラーなど、多岐にわたっており、関係機関が連携したきめ細やかな支援が必要となっております。

9月24日に県議会の常任委員会で中間案について御報告させていただき、議員の皆様からは年齢による隔たりのない支援を行うことの重要性などについて改めて御意見をいただきました。未来を担う子ども・若者の健全な育成のために、各関係機関が連携して、ライフステージを通じた支援の充実を図るための各種施策をより一層推進してまいりたいと考えております。

本日も保健福祉部や教育委員会を始め、経済商工観光部や県警本部の担当課から職員が同席をさせていただいております。府内横断で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。委員の皆様には、本日の議題に対して、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

司会

それでは議事に入ります。宮城県青少年問題協議会条例第5条の規定により、ここからの議事につきましては会長に議長をお願いしたいと思います。市瀬会長、よろしくお願ひいたします。

(1) 「青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次）」中間案について

市瀬会長

本日は朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。学校や大学では今、インフルエンザA型が非常に流行しております、多くの欠席者が出てるところです。こうした中で、本協議会のためにお集まりいただきましたことを御礼申し上げます。先ほど、末永部長の方より御紹介がございましたが、前回、素案から中間案に至るプロセスの中で、計画の位置づけや基本的な考え方、それから施策について御意見を頂戴いたしました。本当に貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。

そして、本日ですが、特に指標・目標について、これまでできたところ、できなかつたところを踏まえて、御検討いただければと考えております。まず、「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））」中間案について、事務局より御説明を賜りたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

事務局の川部と申します。それでは、みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））の中間案について御説明いたします。

7月28日の第1回青少年問題協議会で皆様に「素案」について御審議いただきましたが、その際いただいた御意見や、8月26日に開催した基本計画調査部会での検討等を踏まえ、今回御説明する「中間案」を作成しております。

素案からの修正部分について下線でお示ししておりますが、その主な修正部分について御説明させていただきます。

資料1「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））（中間案）」の本文1ページの下段を御覧ください。

7月28日に開催した青少年問題協議会において、本計画に位置付ける各種事業について、県の他の計画と重複している部分もあるのでは、との御指摘をいただきました。

本計画は、青少年健全育成条例や、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づき策定するものですが、法令や条例に基づく県の各種計画と、対象や制度が一部重複している部分があることは御指摘のとおりでございます。

2ページでも示しておりますように、「みやぎこども幸福計画」や「宮城県教育振興基本計画」等と連携を図りながら、「青少年の健全育成」に焦点を当て、各種施策の推進を図ることとしておりますが、御指摘を踏まえ、各種計画との関連性を整理することとしました。

具体的には、本文中の各取組の中に、関連する計画を記載しております。例として、6ページを御覧ください。取組の内容について、白いひし形ごとに記載しておりますが、その下部に、その取組が含まれる計画がある場合は、計画名を記載しております。

また、資料3「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））事業構成」を御覧ください。事業構成の右端の欄に、「事業が位置付けられている関連計画」を記載しております。青少年健全育成に関する基本計画は、幅広い分野にまたがる事業を展開していることから、関連計画に掲載されている事業についても、本計画を構成する事業として位置付けながら、事業の進捗管理などについては、関連計画と連携して円滑に実施してまいります。

資料1にお戻りいただき、3ページをお開き願います。

「基本的方向2」の中に記載している子ども・若者の社会参加の促進について、「参加」よりも「参画」のほうが、より地域に根付いた、将来に繋がる活動の意味合いが強まるとの御意見を反映し、「参画」に文言を修正しております。本文中、「子ども・若者の社会参加の促進」に関する部分については、全て「参加」を「参画」に修正しております。

続いて5ページ及び7ページを御覧ください。

本県における全国学力・学習状況調査における全国平均値とのかい離については、第3次計画でも指標として設定し、授業改善に向けた教員の指導力向上等に努めてきたところですが、現在も全国平均値を下回る状況が続いております。

児童生徒の「学ぶ意欲」を育む教育活動を引き続き推進するとともに、ICTなども積極的に活用しながら、本県の大きな課題である学力の向上を図り、確かな学力の育成に取り組んでまいります。

続いて、9ページを御覧ください。

今後、少子高齢化により、外国人の方と協働する場面が増えていく、との御意見があったことを踏まえ、青少年の健全な育成に関する本計画においては、異文化や他国への理解を深めるだけではなく、多様性の理解や「共生の心」を育むことが必要であると考えられることから、その点について記述を追加しております。

次に、11ページを御覧ください。

第4次計画では、「未来を担う子ども・若者の活躍支援」を基本的方向の1つとし、子ども・若者の意見を広く聞くことを取組の1つとして掲げているところですが、子どもたちの日々の悩みや苦しみを受け止める場が不足しているのでは、との御意見をいただきました。

県では、「青少年意見募集事業」において、県の政策課題等に関する意見募集を行ってきたところですが、様々な状況の子どもが日常的に意見を伝えられる場として、今年度からオンラインの「青少年意見箱」を設置しました。今後、このような場の周知に加え、関係機関とも連携しながら、子ども・若者が安心して意見や声を伝えられるような場の確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、23ページを御覧ください。

今後5年間の計画期間を見据え、子どもの防災教育に関する記述が入っていると良いのではとの御意見をいただきました。

御意見のとおり、様々な災害が各地で発生している中、東日本大震災などの経験も踏まながら、学校と地域が連携した防災活動に取り組む必要があると考えられることから、教育庁で実施している事業を踏まえて、記述を追加いたしました。

続いて、26ページを御覧ください。

現在、教育現場で議論が進んでいる、部活動の地域展開についての文言が入っていると良いとの御意見をいただいたことを踏まえ、地域と連携を図りながら、子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行に向けた体制整備についての記載を追加しております。

続いて、指標・目標について御説明させていただきます。資料2を御覧ください。

左側に記載しているのが、昨年度公表した、現行計画の実施状況から抜粋した指標の状況、右側に記載しているのが、次期計画の指標の案となります。

まず、令和3年度から令和7年度までの5か年計画として策定した第3次計画の進捗状況と課題等について、抜粋して説明させていただきます。

基本的生活習慣の定着を図る指標として設定しております「1 朝食を毎日食べる児童の割合」については、令和5年度までの実績で減少傾向にあります。子どもの健やかな成長のためには、食事や睡眠、運動など基本的生活習慣の定着が必要であることから、関係機関と連携した取組を引き続き進める必要があります。

続いて、「3 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率とのかい離」については、先ほど中間案本文でも御説明させていただいたとおり、依然として全国平均値を下回っている状況が続いています。これまで取り組んできた指導体制の改善に加え、ICT等を活用しながら、取組を強化する必要があります。

「7 新規高卒者の就職内定率」については、年々上昇し、高い水準を維持しているものの、若い

世代が県外に流出している現状を踏まえ、県内における就職に向けた支援や、社会における活躍の場づくりが求められています。

「10 不登校児童生徒のうち、学校内外学びの場において支援を受けている児童生徒の割合」については、学校に登校していない児童生徒への理解が深まっていることもあります。年々上昇しております。様々な状況にある子どもたちに、個々の状況に合った学びの場を確保できるよう、ＩＣＴなども活用して継続して取り組んでいくことが重要です。

「14 インターネット安全利用に関する講話実施件数とＤＶＤ貸出件数」、「15 スマートフォン等の使用について家庭で約束したことを守っていると答えた児童の割合」に関連し、スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化により、犯罪や誹謗中傷、いじめなどの危険性が指摘されています。インターネットは学習などにも活用され、日常生活に欠かせないツールとなっている一方、使い方によっては犯罪やトラブルに発展する恐れがあることから、インターネットを安全に利用できるよう、関係機関と連携した啓発が必要となります。

「19 子ども・若者支援地域協議会実務担当者会議への参加機関数」については、増加傾向にあります。「子ども・若者支援地域協議会実務者会議」は様々な分野の関係機関を参考集し、先進事例の講話やグループワークなどを通して、ネットワークの構築を図っているものです。子ども・若者が抱える悩みは、不登校や家族の問題、心身の不調、困窮など多岐にわたっており、複数の支援機関が連携して対応する必要があります。子ども・若者の様々な状況に対応できるよう、実務者会議などを通じて、関係機関の連携をさらに強化していくことが必要と考えております。

次に、これまでの進捗状況などを踏まえ、次期計画で推進する施策の進捗管理を行うための指標の案として、右側に17項目を記載させていただいており、本日は、新たに設定する指標を中心にして主な指標を説明させていただきます。

「2 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率とのかい離」については、現行計画でも指標項目としておりますが、様々な取組を実施しているものの、依然として大きな課題となっていることから、次期計画においても引き続き、状況の推移を注視していきたいと考えております。

「7 「自分には良いところがあると思う」と答えた児童生徒の割合」については、本計画の基本理念のうち、「今を幸せに生き」という部分を図る指標として、自己肯定感が高いほど「今」を自分らしく、充実して生きていることが示されると考えられることから、新たに指標として設定しました。

「8 将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合」については、基本理念のうち「将来に夢と希望を持てる」という部分を図る指標として新たに設定しました。

本県においては、中学生については全国平均値を上回っている状況が続いているが、小学6年生と中学3年生を比較すると割合が大きく減少しており、子ども・若者が家庭や学校、地域で夢や希望を育み、将来に向かって前向きに成長していくよう、環境整備を進める必要があります。

この割合を高めていくためには、子ども・若者の意見を広く聴くことや就労の支援などが必要と考えられることから、「9 みやぎの青少年意見募集事業参加者数」、「10 県内の高等学校卒業生が県内に就職した割合」等をもとに、進捗状況の把握をしていきたいと考えております。

なお、「9 みやぎの青少年意見募集事業参加者数」の指標については、県の政策課題等について意見を募集する事業への参加者数に加え、先ほど中間案本文でも御説明させていただいた「オンライン意見箱」による、日頃の悩みや意見等の提出者数についても、事業の参加者数として合わせて進捗管理してまいりたいと考えております。

また、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化などにより、子ども・若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりの必要性が高まっていることから、居場所のひとつとしての「12 こども食堂の数」を指標として新たに設定し、その推移を注視しながら、引き続き、居場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、一点補足として説明させていただきます。これまで、「全国学力・学習状況調査」について、本県では、仙台市を除いた数値を宮城県の数値として公表してまいりましたが、令和7年度からは仙台市を含んだ数値を宮城県の数値として公表することとなっております。

「全国学力・学習状況調査」の数値を使用している指標としては、資料左側に記載している「第3次計画」では、「1 朝食を毎日食べる児童の割合」、「3 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率とのかい離」がありましたが、こちらは昨年度既に公表している数値ですので、「仙台市を除く」数値となっております。

一方、右側に記載しております「第4次計画指標（案）」において「全国学力・学習状況調査」の数値を使用している指標としては、「1 朝食を毎日食べる児童の割合」、「2 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率とのかい離」、「7 「自分には良いところがあると思う」と答えた児童生徒の割合」、「8 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合」ですが、こちらは今後策定する計画に掲載する数値ですので、「仙台市を含む」数値としております。

現行計画の令和6年度までの実施状況については現在作成中ですが、数値の取扱については現在検討しております。

なお、指標・目標については、これまでの第1次計画から第3次計画では、本文内での掲載はしておりませんでしたが、計画の進捗に関する検証項目を分かりやすく示すため、第4次計画では、本文内に掲載したいと考えています。お配りしている資料1では、27ページ、28ページに掲載しております。

私からの説明は、以上となります。

市瀬会長

御説明ありがとうございました。前回7月28日の審議を受けて、大変御丁寧に時間をかけて御検討いただきました。本日ですが、中間案と指標・目標について審議していきたいと思います。まず、全体として情報量が多いので、以前御意見いただきました中間案の方について、もし御質問や御意見があつたらお願ひいたします。下線を引いてある部分が、前回の協議会の委員の皆様の御意見を受けて反映された部分となっております。全体的な事項についての質問は事務局から御回答願います。また、個々の施策についての具体的な質問は担当課室から御回答願いたいと思います。それでは、もし中間案の方で何か御質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

藤石委員

前回もお伺いしたのですが、子どもたちの意見表明の機会ということで、オンラインの意見箱を御用意されているとのことですが、これはどのような形で、誰に向けてのものなのかを詳しく伺いたいと思いました。私たちの団体でも、「子どものことは子どもに聴く」ということではないですが、小・中学生に届くようにGoogleフォームなどを使って子どもたちの意見を集めてみてはどうかという話も出ていたところです。よろしくお願ひします。

市瀬会長

ありがとうございます。新たに設けられたオンラインの意見箱についての御質問でした。こちらは事務局にお答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

事務局

こちらのオンライン意見箱につきましては、今年度から取組を開始したものでございます。こども大綱などでも、こどもの意見をよく聴くということが掲げられております。我々といたしましても、これまで意見募集事業ということで取り組んでまいりましたが、やはりなかなか日々の悩みや声を寄せるようなツールではなかったものですから、こども大綱も踏まえまして、そういう声を受けるツールがあればということで、今年度からそういうものを設けております。

内容としましては、ホームページなどからアクセスし、自由に意見をいただくという取組でございます。こちらにつきましては、関係機関などに通知はしているのですが、まだまだ周知不足のところ

もありまして、寄せられている意見というのはまだ多くございません。これからもっとPRさせていただいて、様々な声を寄せていただけるように、そして寄せられた意見については、県庁内の関係課室に必要に応じてつないで、対応ができるべきと考えております。

藤石委員

小中学校や高校といったところにオンライン意見箱のQRコードなどを発信できるようなツール、例えばカードやポスターでも良いのですが、そのようなものがあった方が子どもたちには使ってもらえると思うので、すぐに読み込んですぐに飛べる、また、自分のことが特定されないようにすると良いのかなと思いました。

事務局

ありがとうございます。大きなヒントをいただいたと考えておりますので、今いただいた御意見を踏まえまして、幅広く周知に努めたいと思います。当然、御意見は匿名で寄せいただけますので、日々の悩みなどを伝えていただけるツールとして、是非有効に活用してまいりたいと考えております。

市瀬会長

私から追加で質問させていただきますが、悩みと意見というのはかなり性質が違っていて、悩みは個人的な課題、意見は政策や組織など、そういうしたものに対する意見だと思いますが、どのような問い合わせをして意見箱を設置されているのかというところを、もしお分かりでしたら伺えればと思います。

事務局

何か話したい内容があれば、自由に寄せてくださいというアナウンスをしているというところでございます。

市瀬会長

本当にフリーで何か書いてくださいということですね。承知いたしました。

それでは、意見表明の機会の確保、こちらも前回から話題になっておりましたが、貴重な御意見頂戴したところです。引き続き、もし中間案について御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

伊藤委員

第4次計画の指標案、資料2のところで、5番の「県内に配置されているJETプログラムによる外国語指導助手の人数」についてですが、小中学校にはJETプログラムによらない外国語指導助手もたくさんおりまして、場合によっては、よらない人数の方が多くなるかもしれません。こちらは、その方が数字を得やすいので、第3次計画から継続して、JETプログラムに限定した外国語指導助手の人数としたのでしょうか。

市瀬会長

貴重な御意見ありがとうございます。JETプログラムによらない外国語指導助手もいるといった現状の中で、この指標をどう捉えるのかということで御意見を頂戴いたしました。

事務局

様々な分野におきまして、グローバル化が進展している中、引き続きグローバル化に対応できるコミュニケーション能力の育成や、異文化や多様性の理解促進に取り組む必要があるということで、現行計画に引き続き、まず設定をさせていただきました。こちらにつきましては、数値を経年で追いやすいといったところも踏まえての設定でございますが、今お示しいただいた現状も我々の方でしっかりと今後把握していくきたいと考えております。目標につきましては、そういった事情もありますし、引き続きの目標として設定していくきたいと考えております。

国際政策課

国際政策課のジスクと申します。JETプログラムを担当させていただいておりますが、JETプログラムは総務省と文部科学省、外務省が取りまとめているものなので、県としてもJETプログラムによる人数を採用しているところです。JETプログラムによらない人数も、もちろん把握しておりますが、そちらは各市町村で行っているので、県としてはJETプログラムを追っております。

市瀬会長

きちんとした統計で把握しているため、こちらの方を指標として本計画では採用したということで、承知いたしました。ありがとうございます。

館田委員

内容に関することと少し違うかもしれません、今回指標・目標は17項目設定されましたが、施策が1から8、取組が1から16があった時に、この指標はここの取組が関わりますよ、という書き方は難しいでしょうか。どの事業がどの部分に関連するのかということを、横断的に関わる部分もあるとは思いますが、主にこの取組によってここの指標・目標に良い影響があるといったことが書いてあると分かりやすいと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局

これまで計画でも、施策、今回は8つありますが、そちらとの関連が分かるような整理をしておりました。今回、資料上そのような形になっていないのですが、口頭で資料4の2枚目をベースにお話をさせていただきますと、指標は1から17までございますが、指標の1から4が施策の1に関するものでございます。指標の5と6が施策の2、指標の7から9が施策の3、あとは指標の10番、11番が施策の4、あと12番、指標の12番が施策の5、指標の13番が施策の6、指標の14番が施策の7、残りの指標の15番から17番までが施策の8といった割り付けになっております。バランスは少し良くないところもあるのですが、可能でしたら、そういう関連性が分かるように、現行計画と合わせまして、整理させていただければと思います。

市瀬会長

貴重な御指摘ありがとうございます。確かにそうですね、どの施策とどの目標がきっと一致しているかということを明示された方が、事業としては非常に分かりやすいものになるということで、また、矢印等がたくさんあって分かりにくくなるかもしれません、書き加えていただければと思いました。

小幡委員

資料1の中間案について、まず3ページの計画の基本理念についてです。今回、「未来を切り拓く子ども・若者が今を幸せに生き、将来に夢と希望を持てるみやぎの実現」と書いてあります。このまま読んでしまうと、子ども・若者の中で「未来を切り拓く」という積極的な行動に出る子が幸せに生きて将来に夢と希望を持てる、というような意味合いにも取れるということがとても気になっています。

おそらく、この基本計画の考え方としては、子ども・若者が今を幸せに生きられる、それから未来を切り拓いていける、将来に夢と希望を持てる、というようなことを言いたいと思いますが、子ども・若者の前に「未来を切り拓く」と書いてしまうと、対象となる子ども・若者を一定程度限定してしまわないかというのが非常に気になりました。特に、この計画の冒頭で述べられているのは、策定の趣旨として、1ページ目ですが、やはりその虐待や子どもの貧困、いじめ、不登校、ひきこもりなど、子ども・若者が抱える問題が多岐にわたっているという現状などを踏まえて、基本計画を策定するのだということがあります。やはり、困難を抱える若者や子どもが、主な対象であると理解できるので、そうだとすると、もう少しこの基本理念について、表現を検討してもいいのかなと思っていることが一つです。

また、今申し上げた通り、おそらく最初の策定の趣旨からすると、基本的方向の3「困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目のない支援」というのが、やはり非常に重要だと理解できるのですが、そう考えた時に、資料2の第4次計画指標案を見た際、この基本的方向の3の部分に対する指標が、他の項目と比べて非常に少なく、内容的にもどうだろうかと感じています。

例えば、この17ページの取組を見ますと、非行状態にある子どもへの相談体制の充実ですとか、ヤングケアラーが相談しやすい場を整備するなど、できる限り早期に対応できるように相談体制を充実して支援につなげていくということを、主な取組として挙げているのかなと理解できるので、相談件数のようなものも指標に入れても良いのではないかと感じました。

それと、中間案の14ページに、現状と課題が6項目挙げられていますけれども、ここに書かれている項目の中に、あと17ページで主な取組として入れられている、例えば、いじめや不登校に際し、体制整備の充実を図るというものがあるのですが、いじめや不登校について現状の問題や課題などの記載がないというのが気になっておりまして、やはりいじめや不登校というのも、最初の策定の趣旨にも記載がありましたので、現状と課題についてもその部分を触れた方がいいのではないかと感じました。

市瀬会長

ありがとうございます。主に3つ御意見いただいたと思います。まず1点目は、計画の基本理念「未来を切り拓く子ども・若者が今を幸せに生き、将来に夢と希望を持てるみやぎの実現」が、非常に前向きで煌びやかなものに見えててしまうので、それが全ての子ども、特に困難を有する子どもを含むということをどう読み込んでいけばいいのかということについて、確認させていただきたいと思います。

2点目は、基本的方向3について、特に取組9や10に関しての計画指標が少ないのではないかという御意見を頂戴したところです。取組9と10は困難を抱える子ども・若者への支援ですね。こちらと指標の関連性について御意見を頂戴したところです。

最後は、いじめや不登校について中間案の記載が、十分ではないのではないか、もう少し書き込んだ方がいいのではないかという意見をいただきました。こちらは全体の質問として、事務局の方に伺いたいと思います。

事務局

ありがとうございました。基本理念につきましては、御意見いただいた通り、そのように読めるところもあるかと思いますので、もう一度事務局の方で、今の御意見も踏まえて検討させていただければと思います。

2点目の、基本的方向3への指標の数が少ないのではないかという話がございました。事業の取組といたしましては、資料3で各施策にぶら下がる事業を整理させていただいているところなのですが、この資料3でいきますと、5ページから、基本的方向3の事業を整理しております。事業の数としましては、その他の方向性よりも多くなっているところなのですが、我々としては、目標の設定に少し苦労しているところがありまして、相談件数という話もありましたが、その相談件数を何件にすることが適切なのかというところも含めて、悩んだ結果も踏まえて、今の指標ということになっております。御意見もいただきましたので、今一度何か設定できる目標がないか、検討させていただきたいと思います。

あと3点目の14ページの、その現状と課題に関する記載が少し不十分ではないかという意見もありました。御意見いただいた通り、いじめや不登校問題は大きな課題だと認識しておりますので、そういう内容を少し盛り込む方向で検討したいと思います。

市瀬会長

ありがとうございます。基本理念については今一度文言を検討するということですね。取組9に多くの事業が並んでおりますが、こちらをどう数値化していくのかという課題があると仰っていただきました。そして、いじめや不登校については、計画指標の方の4番には入っているので、どちらを中間案の方にもう少し記載するかどうか検討いただけたことでしたが、小幡委員よろしいでしょうか。

小幡委員

ありがとうございました。もう1点だけ質問よろしいでしょうか。困難を有する子どもへの支援は、非常に多く用意されているという説明をいただいたのですが、この中で資料3の58番「子ども・若者支援体制強化事業」として、「子ども・若者総合相談センターを運営し、困難を抱える子ども・若者の様々な相談に応じる」という記載がありますが、関連計画の欄が空白になっています。こちらは子ども・若者総合相談センターの運営や、その相談事業というものが、関連する計画にはどこにも出

てきていないものと理解してよろしいのでしょうか。それからもう1つは、子ども・若者総合相談センターというのが、既に設置されていて、どのような運営がされているのかを御説明いただけたとあります。

事務局

58番の事業についての御質問でございました。こちらの事業につきましては、まさにこの計画に位置づけられ、私どもが行っている事業ということで、表記はしておりませんでした。

また、こちらのセンターでございますが、県内には3つあります。県で設置しておりますのは、石巻圏域と県南圏域、あとは本日お越し頂いておりますが、仙台市であわせて3つございまして、石巻圏域子ども・若者総合相談センターにつきましては、石巻市、東松島市、女川町を対象として、平成30年7月に開設しております。石巻市穀町というところにございまして、特定非営利活動法人TEDICに委託をしております。こちらに相談員を配置して、相談に応じているということでございます。

また、県南圏域子ども・若者総合相談センターにつきましては、県南圏域の13市町を対象としてございまして、こちらの開設は、令和6年6月になってございます。こちらは岩沼市中央にございますが、特定非営利活動法人アスクルに委託し、こちらも相談員を配置して運営しております。相談の実績としましては、昨年度の実績になりますが、石巻圏域では889件の御相談を受けております。様々な悩み、例えば就職、仕事やひきこもりに関すること、不登校に関することなど、について相談を受けているところでございます。県南につきましては、6月に開設したということと、昨年は週3日の運営でございましたので、少し相談件数が少なくなっていますが、380件の相談を受けております。

市瀬会長

多くの御相談を受けておられるということですが、本日は仙台市の方から小池所長がいらっしゃっておりますので、現状を伺えればと思います。

小池委員

仙台市では従来、子どもに関する相談を受け付ける機関ということで、子供相談支援センターという機関を従来から設置していたのですが、国の方で法に基づく子ども・若者総合相談センターの設置を促進していることもあり、従来のセンターに40歳までの若者を支援の対象にした形で、令和5年から名称に「若者」を入れて改称し、「こども若者相談支援センター」となりました。国の位置づける子ども・若者総合相談センターという位置付けに令和5年度からさせていただいたところです。

直営ではありますが、例えば、居場所支援で「ふれあい広場」という、実際にセンター内に不登校の子どもなどが過ごせるスペースを用意しております。また、仙台市の中心部等で、かなり開放的な青少年がいて、東京ですとトーヨー横などで問題になっていますが、そういった青少年に街頭指導を巡回して行っています。少し多角的な意味合いを含めていますが、センターとしては、令和5年に若者もプラスして位置づけたという状況でございます。

小幡委員

大変丁寧に御説明いただきありがとうございました。是非、今の取組などを「連携強化」と記載があるので、どこかに記載いただければ、非常に支援体制ができていることが分かると思いますので、御検討いただければと思いました。

秋田委員

今までの指標・目標をずっと見てきて、一番大切なのはやはり困難を抱えた子ども・若者、そして家族で、この部分が現在、一番問題視されているところですし、力を注がなければならぬと思います。また、学力もそうですが、宮城県の小中学校の不登校者数や、最近は高校中退者も宮城県が多いということで、何故だろうと考えてみました。小中学校で不登校だった子が、高校から心機一転、元気に学校に通えるかというと、そうではなく、なかなか人の輪の中に入りづらいので、辞めてしまう人たちも増えてきているものと考えます。この人たちの支援はどうなってしまうのかという話になつた際、繋がった先で動けなくなった子どもたちに少し光を当てなければいけないと思います。

私たちの団体では、県と仙台市の委託で、ひきこもり地域支援センターを運営しているのですが、

最近では年長者だと80代・50代の親子から90代・60代の親子、50代や小さい小学生までとても幅広く支援をしております。やはり途切れのない支援ということで小学校・中学校で区切らない方がいいと思います。それは、一人の子どもが成長して大人になるまで、そこをしっかりと生きていくための支援と考えれば、小学生と中学生、不登校とひきこもりなど、それぞれで分けない支援の方がとてもやりやすいですし、親御さんも安心します。私がお話ししたお子さんからも「自分はひきこもりって言われるようになるのですか?」と聞かれたことがあり、年齢が15、6歳になり、義務教育が終わるとどこに属するのだろうかと、それくらい今の子どもたちというのは所属をすごく気にします。年齢もそうですが、自分がどこに所属するのか、そこを辞めてしまった時に所属がなくなる、ここが子どもと家族にとって一番不安に感じる部分かと思います。

高校を中退してしまうと、これから先のことが見えにくくなってしまう。それと同時に、親御さんも、もう少し様子を見ようとすると、数年間ブランクが空いてしまい、いよいよ大学を卒業したくらいの年代になると、親御さんは焦っても、既に学校ではなく、就職活動の時期になってしまいます。社会経験がない人たちが、いきなり就職というのは当然難しいです。また、とりあえずアルバイトをしても離職するといった、きちんと足を踏ん張って生きるというよりは、とりあえず何かはしなければいけないという状況になり、今後は就職困難者も増えるわけです。それは貴重な人材を失うことになり、大きな損失になりますから、できれば途切れのない支援で重層的に、言葉や形だけで繋がるのではなく、支援する現場同士が繋がらなくてはいけないと感じます。

私たちが力を入れたいのは困難を抱えた家族を支えることです。親が学校や就職だけを焦るのではなくて、子どものために親が今できることなど、家族がしっかりと理解することが大切なのです。

最初の基本理念にもありますが、小幡委員がおっしゃったように、とてもインパクトのある「未来を切り拓く」といった部分は良いとは思ったのですが、これは力のある子たちに対してだと望ましい言葉ですが、やはり困難を抱えた人は未来が見えないわけです。そのように考えると、この部分も少し言葉を変えて、文言をもう少し指標の中に組み込んだら良いかもしれません。また、それをどこが担うのかがとても不安です。一応どこが担当部署などの記載はありますが、具体的に実践する部署はどこで担っていくのかなというところも、今後もう少し詳しく検討していかなければと思いました。

市瀬会長

御意見いただきましてありがとうございます。特に不登校からひきこもりへの繋がり、そして、それが就労にどう繋がっていくのかという連続性で考えなければいけないということでした。一つ目の御意見は、高校の中退率が全国に比べて極めて高いという御指摘をいただきました。また、小中学校、高校と、それぞれ繋がっており、場合によっては、それらを分けて考える必要もあるという話を頂戴したところです。中間案に対して、困難を有するという部分についての記載が少ないのではないかという意見は前回も頂戴したところです。それに対応して、素案から中間案になっているわけですが、まず、高校の不登校については、よろしければ、千葉副教育長から児童生徒に対する現状、あるいはそれに対する取組があつたら情報提供いただきたいのですが、よろしくお願ひいたします。

千葉副教育長

不登校の割合は、宮城県では少し多い状況が続いております。まず、小学校から中学校の引き継ぎで言いますと、これまで小学校から、子どもの様子を伝えたり、資料を提供したりということを行っているのですが、今色々な市町村で、小中連携というところをかなり進めておりまして、中学校の先生が小学校に行って、自分の教科を何回か教える。そうすると、小学6年生中心なのですが、小学6年生の子どもたちは、中学校の様子を分かることができ、あと半年後に中学校へ進学して、この先生に教えてもらえるかなということで、少し意欲を高めて、昔から言われている「中1ギャップ」というのを取り除く取組を行っております。それによって、中学校に入ってから不登校が減ったという結果も出ている市町村もあるようです。

また、この計画では、0歳から30歳、時には40歳ということで、対象が幅広いのですが、今、小学校に入る前、幼児期の子どもたちへの支援が、発達障害も含めて、かなり大切だと社会的に言われているところです。したがって、幼稚園、保育所の年長と小学1年生の2年間を「架け橋期」として、年長の1年、小学1年生の1年とそれぞれ支援を今まで行っていたのですが、そこを2年間で見て、幼児期の保育をしっかりと小学1年生につなげていく。そして、それぞれの先生方が、それぞれの子どもたちの様子を把握する、また、今まで幼児期は、市町村ですと保健福祉部局が中心で、小学校になると教育委員会ということで分かれていたのですが、こちらも各市町村で、市町村教育委員

会と市長部局がしっかりと連携しながら、共に幼児期の子どもたちを支援して、小学校に進学してもらおうという取組をやっております。

そして、この計画を見た時に、例えば17ページにて「乳幼児期から切れ目のない支援」ということで、乳幼児期も含めた言い方をしているのですが、基本的方向の1や2を見させていただきますと、やはり学校に入ってからという部分が多いです。遊びや体験活動といった取組には入っているのですが、幼児期の遊びで非認知能力を高めて、小学校の学びに繋いでいくということが今、非常に重要なことで、遊びの部分もどのようにやっていくのか記載が少ししかないと、幼児期の記載について、もう少し文言を増やすと、その切れ目のない支援にも繋がっていくかと考えております。

また、高校につきましては、現在、教育委員会でも高校の将来構想というものを進めています、中学校時代に学校に登校していない子どもたちをどう受け入れていくか考えております。報道もされておりますが、宮城広瀬高校に「アイデアルスクール」を開校し、そういう子どもたちも受け入れるということを考えていますので、そちらも教育委員会の方で検討していきたいと思います。

市瀬会長

教育委員会として今考えておられることについて御説明いただきました。特に今おっしゃっていたいたことは、幼・小という学校組織間の切れ目をいかに無くして、そこでドロップアウトを少なくするかということ、その前に、保健福祉部と学校、幼稚園との連携が非常に重要なポイントになるというようなお話をしました。特に非認知能力や粘り強さなど、これから頑張っていけるという要素をどう身につけていけばいいのかということで、本中間案にも、幼児期の学習のみならず、非認知能力を高めていける方法について記載があつてもいいのではないかという御助言をいただいたところです。

また、今度は「中1ギャップ」をどう無くすかということで、今教科の間では連携を進めておられるというお話を頂戴したところです。それから高校に関しましては、新しい高校で、特例的な側面を持っていて、不登校やひきこもりにつながる子どもたちをどう受け入れていったらいいのかということを考えておられるとのことでした。今、学校サイドのお話を頂戴したところですが、秋田委員、追加のコメントがあればよろしくお願ひします。

秋田委員

ただいまお話にあったアイデアルスクールについて、不登校気味の人や中退して間もない人たちにとっては、やり直しができるので、とても良いことだと思います。それと同時に、高校中退後、ひきこもりが長期化した人たちも見過ごせません。やり残したことは、皆さん20歳過ぎても「学び」と言います。ひきこもりが長期化した人たちは何ができるなかつたかというと、勉強したかったけれども、自分ではもう間に合わないと思い込んでいますので、そのアイデアルスクールは年齢制限があると思いますが、年齢制限が過ぎた人にとっても、学びの場というのは用意することが必要だと思います。

帆足委員

私は中学校・高校の現場の人間なのですが、今お話が色々あった通り、小学校・中学校からの不登校の継続が、まず退学率に繋がっているということは現実だと思います。まず、6ページの図表3で中途退学率が出てきておりますが、この計算で果たして良いのか、母体や母数が違う、また、特段悪い部分があれば数も変わるので、殊更こちらに縛られすぎて、危機感だけが煽られていないかと思います。他と比べて宮城県が格段に多いというのは、本当にそうなのだろうかと疑問を持っています。なので、このような計算やグラフにあまり惑わされない部分があつても良いのかなというのが1つです。

また、現場の方では、小学校、中学校で不登校だった生徒を何とか高校に入学させて、入学試験でも欠席日数をほとんど見ないで判定します。何とか入学させて、学校で授業を受けられるようにということで色々対策を取ります。別室を用意することもあれば、オンライン授業を設定してこちらを受けるよう案内する形になるのですが、オンライン授業は文科省で、高校の卒業単位は74単位なのですが、36単位までしか認めておりません。つまり、高校1年生の時に、大体30単位を超えるぐらいのオンライン授業を1回も登校せず受けたとしても、2年生になると、オンラインで受けた授業は単位にはならないという現状が待っています。ですから、高校1年生の時にあまり退学者はいないかもしれません、「これ以上オンラインを続けても」という壁が出てきます。このような背景もあるということは、やはり御存知いただかないとい、今後の対策にはなっていかないと思います。学校も工夫して、何とかオンライン授業を受けている高校1年生の段階で教室に戻れるように支援するのです

が、それはなかなか現実的に、1年程度ではできていないというのが現状かと思います。

市瀬会長

背景説明、非常に貴重な情報提供ありがとうございました。この文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」は、どのように統計を出しているのか、少し分かりかねる部分ではあります。こちらはおそらくオンライン上のものですので。ただ、宮城県が突出しているということの背景をもう少し精査してみる必要は十分あるのかなという風に思いました。また、36単位しかオンラインで認められず、各高校が一生懸命オンラインで授業の機会を提供しているにも関わらず、そういう法制度的な枠組みがあって、子どもの思いを叶えられない状況があるといったことについても追加で情報いただきました。本当にどうもありがとうございます。

佐藤少年課長

私からは内容のことではないのですが、用語の使い方について御検討いただけないかという部分がありまして、21ページの取組12「非行防止活動の推進」という部分で、取組12の3項目のうち、上の2項目が警察の施策となっておりますが、この2項目、「子ども・若者」という部分を「少年」という用語を使っていただくことは御検討いただけないかというところであります。この基本計画において、子ども・若者の対象は0歳から40歳ということではありますが、警察の方では「非行」という用語は20歳未満の少年に対して使っておりまして、実際、ターゲットも20歳以下ということで非行防止活動を行っておりますので、そうしますと、青年期とポスト青年期の部分が少し合致しないという部分があります。最初の方に記載があった通り、施策によっては「少年」という用語も使用するということですので、こちらを御検討いただけないかなというところであります。

市瀬会長

ありがとうございます。非行の定義と、計画で定められている0歳から40歳の子ども・若者という対象が一致していないということでした。事務局いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。お預かりして検討させていただきます。

尾坪委員

資料2の4次計画指標案の3番についてです。体力ですね、小学校の児童の体力ということなのですが、第3次計画の中でも同じ内容のものがありまして、令和6年度の数値は全国平均とほぼ乖離していない状況になってきているのかと思います。各年度違うので、これが徐々に上がってきたという構図ではないとは思いますが、ほぼ達成率が高く、第3次計画で99.4%、99.2%というところまで来ているという中で、令和7年度から12年度までかけて、目標値0以上を目指す必要性があるのかなというところが1つ。人々、この目標指標としては、新・みやぎの将来ビジョンの計画、また県教育振興基本計画が先行して行っているものと認識していますが、そこでの目標数値と同じなのでしょうか。ほぼ99%以上を現状維持している中で、6年かけて0点以上を目指すというのはいかがなものかなと思います。

また、資料3の2ページの14番、これが体力、運動能力向上にあたる事業なのですが、この事業自体も私の認識では、おそらく第3次計画からそのまま移行されているということもあり、必要性をあまり感じないのですが、いかがでしょうか。

市瀬会長

ありがとうございます。こちらは非常に頑張って、体力的にはもう全国とほぼ遜色のない、あるいは既にそれを上回るような状況ではないのではないかということで、こちらを指標に入れ続けることの課題についてお話しいただきました。ただ、こちらは尾坪委員におっしゃっていただいたように、県の教育振興基本計画や将来ビジョンの方に入っているということで、こちらにも入れていただいているところかと思います。再度恐縮なのですが、千葉副教育長から、お考えやこちらが計画に継続して入っていることの背景など伺えればと思いますが、よろしいでしょうか。

千葉副教育長

数年前から体力運動能力というのは、低下していたこともありまして、ずっと力を入れてきた経緯があります。ただ、最近、おそらく中学2年生の男子か女子かと思いますが、だいぶ上がってきたということもあって、良い傾向という形ではあるのですが、継続している状況になっています。

市瀬会長

それを踏まえて本指標目標に再度入れる意義があるのかどうかということですが、事務局いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。学力と体力と両面から、まず引き続きその進捗を見ていきたいというところが主な理由になっておりますので、そういった観点で、引き続き数値を見ていきたいというところでございます。

市瀬会長

やはり油断して下がってしまわないように、ずっと見ていくということかと思います。ありがとうございます。

渡辺委員

前回の話し合いを分かりやすく反映していただきまして、本当にありがとうございます。基本的に、生活に困る方や、いじめ、不登校、ひきこもりを何とかしたいということが基本計画にも書いてあるので、第4次計画の方にそれが反映されているというのは全く異議がないのですが、第3次計画指標の中の20番と21番の青少年育成支援者養成事業参加率、内閣府等主催研修への参加率について、次期計画の指標では無いのですが、事業構成の中にはしっかり入れていただいているので、非常にありがとうございます。ただ、先ほどお話に出ました、社会人になって学び直しをしたい、あるいは学生の時は非常に忙しかったのですが、初めて社会に出て、もう一度何かをしたいという学生さんや社会人が結構いらっしゃる中で、内閣府等主催研修への参加率は大分落ちているのですが、これは、学生で東京に行って、そのまま東京で受験した方が分かりやすいというので、そのまま東京で試験を受けるというような傾向があり、これも全国的な部分だと思うのですが、以前は宮城県で試験して、内閣府に推薦するというようなシステムがあったのですが、どんどん中央になってしまって、宮城県の出身という部分のプライオリティがあまりなくなってきており、非常に危機感を持っています。それは20番、21番を次期計画に入れるということではなくて、若い人たちの気持ちをもう少し汲み上げるような部分を、メッセージとして伝えてもいいのかなと個人としては思っています。それがこの計画のどの部分に、どういうメッセージが伝わるのかというの勉強不足で分かっていないのですが、是非そういう部分もし盛り込める可能性があるのであれば、生徒会以外でも、リーダーの志を持った若い人たち、心の中には持っているがまだ表現できない人たちはいっぱいいるので、ぜひ御検討していただければと思います。

市瀬会長

どうもありがとうございます。中間案に学び直し、あるいは学び続けることといった要素をもう少し加えた方がいいのではないかということでした。さらに、リーダーシップを取れるような人材をどう育てていけばいいのかという観点からもお話をいただきました。確かにこの20番、21番の令和5年度の値は大変低く、25%にまで落ちているのですが、これには宮城県で受験するよりも東京で受験した方が良いという、そういう状況が背景にあるということを情報提供いただいたところです。もし事務局の方で今御指摘いただいた点について何か情報ございましたらよろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございました。御指摘の点につきましては、盛り込めるかどうか、こちらで検討させていただきます。ちなみに、現行計画の20番、21番につきましては、数日～1週間の研修の参加率についてこれまで指標としておりました。なかなか、名称をもって、内容が分かりづらいというところがありまして、今回削ったという経緯がございます。取組自体は、今お話をいただいた通り、引き続きという部分がございますけれども、事業は事業できっちりやっていきますが、指標につきましては、

そういう理由で削除したというところまで御理解いただきまして、御意見につきましては、反映させることをこちらで再検討をさせていただきたいと思います。

佐藤委員

いつも診療していて思うのは、お子さん個人の問題であっても、親御さんの覚悟を感じられる患者さんは、ひきこもりや登校拒否とはならず、アルバイトをしたり、通信制の学校に通うなど、自分の日々の生活を生きるのにいっぱいであったとしても、頑張って明日に繋げていくような印象を持っています。やはり親に力がないと、経済的な問題だったり、本当に最近感じるのは、親自身が発達障害などで病んでいるなど、親の方に課題があると、お子さんにご飯を作ったり、勉強を見てあげたりということはなくなってしまい、関係が逆転しているというような感じがします。本日は青少年の育成に関する問題の重要なまとめなのですが、結局親、家族全体を良くしていかなければ、その場に即して色々な施策を持ち出しても、解決できるのだろうかと自問自答しながら思っています。

全部否定しまうような言い方になってしまいましたが、社会的に見て、人生においても、日本を支える力においても、発達障害は本当に大変で、御自身だけじゃなくて、家族や周りの方も大変です。なので、教育ももちろん大切ですが、一般の人も発達障害に対する知識を身についていただけるような世の中、排除ではなく共存していくような社会になっていかないと、おそらく解決しないのではと最近感じております。虐待に世代間連鎖的なものがあるように、発達障害にもそのような部分があり、次世代に繋がっていくものなので、家族全体に切れ目ない支援を行っていくことが重要だと思います。

市瀬会長

ありがとうございます。大変貴重で重い課題について御説明いただいたところですが。先ほどもお話に出てきましたが、本人に対する支援のみならず、家族全体として課題を抱えている。それをどう家族全体として支援していくのかということが本質にはあるのではないかということ、もう1つは、社会全体で、発達障害に対する理解や認識が不足しているという状況が、排除したり、差別したりする状況を生んでいるのではないかということをお話しいただいたと思います。大変重くて大きい課題ですので、これをどう反映させるのかというのは考えなければいけないところですが、事務局でもし今の御意見について何か感想がございましたらよろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございました。日頃お仕事で対応している事例を踏まえての御意見という風に認識いたしました。なかなか一言で表すのは難しいのですが、今日も関係課が出席してお話を伺いましたので、関係課や関係機関を含めて、連携してしっかり取り組んでまいりたいと思います。

斎藤委員

資料1の7ページ、「多様な体験・国際交流の機会づくり」の中で、取組3「遊びや体験活動の推進」ということで、子どもたちは遊びの中からいろんなことを学ぶということを私たちは今まで色々聞いてきました。また、それを見てきたのも事実です。と言いますのも、震災で石巻の街中全部がだめになった時に、子どもたちの遊び場も全部なくなりました。その時に、全国からボランティアで冒険遊び場のプレイワーカーの人たちに来ていただき、この町の遊びの場を提供してくれたりしました。今それで色々やっているところに、資料3の2ページ、24番「遊び場を自由に！遊んで学べるプレイパークづくり」が次期計画からの「新規事業」と記載されますが、仙台では確か西公園にあると思うのですが、宮城県内としてこのプレイパークは大体何箇所ぐらいでやっているのかお分かりでしたら教えてください。

市瀬会長

ありがとうございます。野外で遊びを通して学べるもの、先ほど副教育長からおっしゃっていただいたような、学力以外の資質の力や、非認知的なものとして重要なポイントかなという風に思います。本日、都市環境課は出席されておりませんが、プレイパークの数や分布などお分かりでしょうか。

事務局

西公園は、確かに不定期での開催だったと思います。県では、都市公園が8つあるのですが、加瀬沼公園にプレイパークを設置していくとして、御案内いただいた団体に委託し、毎日ではないですけども、

月に数日開催しているところでございます。また、仙台市でも沿岸部の津波被害を受けたところの再開発の一環でのプレイパークがございましたので、主だったところはそういったところになります。あとは、民間団体が独自に不定期でやっているようなところもありますので、そういった取組は県でも今後広げていきたいと思っておりますし、民間の取組自体も広がっているのかなという風に感じております。

市瀬会長

こういった機会が増えるということは、全てのお子さんにとって非常にありがたいことかなという風に思っております。

赤間副部長

青少年、特に困難を抱える子どもたちのお話などが多数出ておりまして、保健福祉部の施策も色々計画案に載せていただいておりますけれども、非常に関わりが深い部分だというふうに思っております。子ども・若者の支援については、先ほどもお話がありましたが、切れ目のない支援が非常に大事だと思います。県の組織としても、本日の協議会は環境生活部共同参画社会推進課主催ということになつておりますが、私ども保健福祉部も関わってまいりますし、あとは雇用など、様々な分野があつて、多岐に渡りますので、部局横断でしっかりと取り組んでいければと思っております。引き続き御協力をお願い申し上げます。

市瀬会長

赤間副部長、どうもありがとうございました。以上で一通り御意見を頂戴したところですが、さらに何かございましたら、中間案の審議の最後の機会ですので、お願ひいたします。

館田委員

大きな意見ではないのですが、ICT関連について、色々な部分で関わりがあるので、前向きな方向もあれば、負の側面も、中間案の方がバランスよく記載いただいているかなという風に思って見ておりました。前向きの方向から言いますと、今は大学でも、発達障害の方に寄り添えるようなAIの開発や自殺、孤独みたいなものを解消できるようなシステム開発に取り組んでいらっしゃる方がたくさん出てきているので、これから先、上手くそういうものがマッチできるようになっていくといいのかなと思って聞いておりました。

今度は負の部分についてなのですが、6ページの取組1「心身ともに健やかな成長への支援」の生活習慣定着促進事業になりまして、今は指標としては朝食のことになっていますけれども、日本のいくつかの自治体や、世界でもスマートフォンやインターネットの利用時間を制限するような動きなども出てきております。確かに長時間、極度の利用というのは、学習効果や成長にもおそらく負の影響があるだろうということはもう言われておりますし、個人的にはこの書き方でいいかなと思いつつ、例えば、資料3の1番の事業「基本的生活習慣定着促進事業」の部分に「スマートフォン等の適正な利用について周知啓発する」と書いてありますが、もう少し踏み込んで、長時間の利用を抑制することや極度に頼るのを止めるなど、そんな感じの記述にしてもいいのかなと思いました。次回は不要かもしれませんのが、ゆくゆくは、スマートフォンでの利用時間、あるいはそういうものに極度に頼ってしまうような時間について、指標も検討しながら見ていただけるといいのかなと思いました。

市瀬会長

ありがとうございます。前回も御意見いただいたて、AIあるいはICTの部分をどう中間案に入れるのかというのは、非常に議論の余地があるかなという風に思います。また、今後5年間で随分状況が進展していくと思いますので。特にICTの負の側面、長時間にわたって依存症を招いてしまうのではないか、それが生活習慣に影響するのではないかという点について、もう少し書き込むかどうかというところなのですが、いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございました。こちらの事業を担当している関係課とも相談させていただいて、改めて検討させていただきます。

市瀬会長

ありがとうございました。委員の皆様から非常に深い御意見をいただきまして、ありがとうございます。これを基に、今度は最終案の作成にかかるということで、そちらの最終案が、本年最終の12月24日に再度の審議となっております。

それでは、議題4（2）その他ですが、事務局から連絡事項がございましたらよろしくお願ひします。

事務局

はい、様々な御意見をいただきましてありがとうございました。それでは、今後の予定について説明をさせていただきます。本日、第2回目の青少年問題協議会を開催いたしましたが、明日10月9日から11月10日まで、この内容でパブリックコメントを実施する予定でございます。次の第3回青少年問題協議会につきましては、委員の皆様に日程の確認をさせていただきまして、12月24日水曜日の午後1時30分から開催する予定としてございます。その際に、最終案の御審議を賜るという予定でございます。その後、庁内の幹事会、推進本部の会議における決定を経まして、2月議会に議案を提出する予定となっております。今後の予定につきましては以上でございます。本日はありがとうございました。

市瀬会長

今後の御説明もありがとうございます。パブリックコメント期間に貴重な御意見を賜わるように、委員の皆様の方でも連絡していただければありがたく存じます。それでは、進行を事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

司会

市瀬会長、長時間にわたり、議長をお務めいただき、ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第2回青少年問題協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。